

平成 24 年 10 月 15 日

東京都知事
石原 慎太郎 殿

東京 LD 親の会連絡会
代表 新堀 紘太郎
〒192-0907
東京都八王子市長沼町 960
電話 042-637-1451

要 望 書

私たち、「東京 LD 親の会連絡会」は、LD (学習障害)等発達障害児・者の親の会(「にんじん村」、「けやき」、)で構成され、約 110 名の会員がそれぞれの親の会の地域を中心に活動しております。

平成 16 年より都知事殿宛に要望書を提出し、LD 等発達障害のある人達の自立支援に関する種々の施策について要望をまいりました。

従来、東京 LD 親の会連絡会の活動では、貴教育庁を初めとする諸機関等からのご後援をいただき、啓発活動としての講演会を開催して参りました。おかげをもちましてここ数年来、発達障害者の自立支援に対する法的な整備も前進していると理解しております。

ご高承のごとく、LD 等発達障害を持つ私たちの子ども達は、学齢期の学習面だけでなく、学校を卒業した後の就労と就労継続・自立生活の場面におきましても苦戦しております。そこで、平成 21 年 11 月から 22 年 2 月にかけて、日頃からご尽力いただいている「障害者就労支援機関」の皆様にご協力をいただき、「東京都の障害者就労支援機関訪問・アンケート調査」を実施し発達障害者の自立支援の現状を把握する資料として報告書を作成いたしました。

報告書は、調査にご協力をいただいた諸機関を初めとして、関係方面の方々に贈呈させていただきました。「東京 LD 親の会連絡会」は、LD 等発達障害の人達への自立支援のため、都庁の関連部局が実施されている施策等についての要望を提出させていただき、今後に向かって共により良い問題解決の道を開いて行きたいと願っております。

毎年、提出致します要望書につきましては、各部局よりご丁寧な検討結果のご説明をいただき深く感謝いたしております。

本年度も各要望事項並びに質問事項につき、よろしくご回答賜りますようお願い申し上げます。

【教育関係要望項目】

1. 就学前の支援について(福祉保健局と教育庁の連携)

- (1) 幼稚園、保育園等のすべての保護者に発達障害等への就学前の療育が有効であることを周知するパンフレットを作成し配布して下さい。また、発達障害が疑われた園児をもつ保護者に対し、就学前の療育等に参加することは本人の権利であり、参加させるのは親の義務であることを広く徹底して、躊躇する保護者の不安を少なくするための対策を講じて下さい。
- (2) 福祉保健局と教育庁の連携を深め、地域において就学支援シートが活用されるように区市町村に働きかけて下さい。また、幼稚園、保育園等就学前から、小学校への移行支援がどのように行われているか、区市町村への調査をお願いします。

2. 小学校・中学校における児童・生徒への支援

平成19年度より、LD等発達障害のある児童生徒に対し特別支援教育が開始され今年度は6年目となります。また東京都では、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画が今年度より展開されております。そこで昨年度までの5年間の実績と今年度の進捗状況を踏まえ、以下の点につき回答をお願いします。

(教員・支援員の増員と指導内容の充実)

(1) 通常学級における支援について

① 教員の加配

通常学級における学級崩壊等の抑止には、教員の加配が有効であることは、都の調査にもあるとおりです。LD等発達障害児だけでなく、すべての児童のニーズに応えられるような特別支援教育の理解のある教員の増員をお願いします。

② 通常学級における学習支援員の人数と時間数を増やし、希望者が全員、支援を受けられる体制を構築する様、区市町村教育委員会へ指導して下さい。また、学校間(大規模校 対 小規模校 等)における格差が生じない様、制度の見直しについても、区市町村教育委員会へ指導して下さい。

③ 小学校のひらがな指導について、書字につまずき易い児童にとっては、現行のひらがな指導では十分な習得ができないという情報があります。より丁寧な指導をお願いします。小学校の初期からの未学習や誤学習が、その後の学習困難に繋がることもあります。

また、未学習・誤学習のある場合、学年が上がって担任が変わる際にはその事実の詳細を申し送り、指導が引き続き行われるようにして下さい。

(2) 通級指導学級での支援について

① 通級指導学級を希望しても入級できない現実があります。通級指導学級の入級判定に関しては、どのようなガイドラインがあるのでしょうか。詳細を具体的に教えて下さい。

また、東京都教育委員会が平成21年3月に発表した、「通級での指導の開始・終了判定システムの構築に関するガイドライン」について、内容を具体的に教えて下さい。

② 通級学級に入級申請を考えている保護者や本人に指導内容の例等を示し、また、クラスの様子を見学できる様に、区市町村教育委員会に指導・通達して下さい。

(3) 特別支援学級での支援について

- ①LD 等発達障害を持つ児童・生徒が各人の特性・能力に適した学習指導等を受ける事ができる様、LD 等発達障害に最適な教育システムの構築をお願いします。また、昨年度立ち上げられた、「個別の支援計画充実事業」、「自閉症・情緒障害学級教育課程研究開発事業」、「情緒障害等通級指導学級研究開発事業」について、進捗状況を具体的にお知らせ下さい。
- ②児童・生徒各人の状況によって一部教科を通常学級での学習指導も活用できる教育システムについて、その内容と現状、今までの活用状況を教えて下さい。

(4) 特別支援教育コーディネーターについて

- ①特別支援教育コーディネーターが校内の他の役割も兼務していることが多く、機能しにくい状況が見受けられます。コーディネーターの業務に専念できる時間を週に何時間か確保できるように体制を組んで下さい。
- ②特別支援教育コーディネーターの事を知らない児童・生徒・保護者がいます。特別支援教育コーディネーターの存在と役割を、全児童・生徒とその保護者に周知徹底するよう、全学校に指導して下さい。

(配置と研修)

(1) 教員支援の体制整備

教員の LD 等発達障害のある児童・生徒への理解・対応向上に向け、校長等管理職を含め教員全員が研修を受ける様な研修システムを構築して下さい。また、生徒の特性にあわせた支援ツール、デジタル教科書、板書の工夫等についても公的な研修として位置づけていただけるようお願いいたします。

(2) 特別支援教育支援員(学習支援員)の配置と研修

特別支援教育支援員の平成 23 年度の実績、実数をお聞かせ下さい。

また、LD 等発達障害をもつ児童・生徒への専門性のある指導を望みますが、研修の実施内容をお聞かせ下さい。

(3) スクールカウンセラー事業の充実

スクールカウンセラーは、いじめ、暴力行為、不登校等、児童・生徒の問題行動等に対して心理面からのケアを行うことを目的に配置しているとの事ですが、問題行動の背景に LD 等発達障害がある例が少なくないことは周知の通りです。また、LD 等発達障害を持つ児童・生徒にも心理面からのケアが必要です。LD 等発達障害の知識をもったカウンセラーの配置を望むと共に、教員と同様に発達障害等に関する研修を実施して下さい。

(4) スクールソーシャルワーカーの配置

最近の厳しい社会状況の中で、いじめ、虐待、貧困、大震災の被災等の影響が発達障害児をもつ家庭の中でも目立つようになりました。福祉と教育の間をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置が必要です。

現在の配置の実数、昨年度と比べての増員数、今後の配置の予定をお聞かせ下さい。

(啓発について)

(1) いじめへの対応

LD 等発達障害児は、いじめにあいやすいといわれています。いじめ問題についての対応を教員等関

係者が勉強できるように、全員参加の研修機会を設け、防止に努めて下さい。

またいじめは、ある一線を越えると犯罪であり、いじめを決して隠蔽せず、解決に向けて学校、地域ぐるみの対策がとれるような啓発活動を東京都で行って下さい。

(2) 保護者・児童・生徒への啓発

① 発達障害のある児童・生徒への間違った偏見等を無くすために、学校内での児童・生徒・保護者への発達障害についての啓発活動が、各校でスムーズに行われる様な研究を推進して下さい。

② 一般都民向けに、発達障害についてどのような啓発活動が行われているのかを、具体的に教えて下さい。また今後行われる場合には、ぜひ事前に親の会へもお知らせ下さい。

3. 高校における配慮

(1) 普通高校における就労移行教育について

発達障害をもつ若者達が社会に出る前に立ち竦む事の無い様、職業体験を単にするだけではなく、「働いて給料を貰って生活すること」「簡単に給料はもらえない」「自立生活」を実感できる個に応じた職業準備教育、キャリア教育を行って下さい。実際には個別の指導計画書を作成し対応されているとの事ですが、具体例、実績を教えてください。

(2) 特別支援学校高等部の個別支援計画と卒業後のアフターケアについて

特別支援学校での個別支援計画、移行計画が、実際の職場等で機能しているか、追跡調査を実施し、その結果を公表して下さい。また昨年度発足の「個別の教育支援計画の検討委員会」では、作成・活用の現状と課題の把握整理と、連携・移行支援ツールとして十分に機能しているかを検証・検討されているとの事ですが、具体的な検証・検討結果を教えてください。

4. 特別支援教育推進計画第三次実施計画について

(1) 特別支援教育推進計画第三次実施計画モデル事業等の進捗状況を、具体的にお知らせ下さい。

(2) 特別支援教室の運営の具体的な姿について、決まっていることをお知らせ下さい。

(3) 従来の通級指導学級と、今後できる特別支援教室の違いを、体制、しくみ、内容、対象となる児童・生徒、募集方法、等の面から具体的に教えてください。

また、両教室は同時存続していくのでしょうか？

(4) 巡回指導を行う通級指導学級の教員を増員して下さい。

5. チャレンジ雇用の実績について

産業労働局・福祉保健局および教育庁等において、知的障害者、精神障害者等のチャレンジ雇用の平成 23 年度の実績についてお聞かせ下さい。(教育庁関係部門についてお聞かせ下さい。)

■ 質問事項 ■

東京都教育委員会は最近、以下の資料を公開されました。

教育現場の先生方の理解と支援を深める大変重要な資料を作成していただきましたことを深く感謝いたしております。

- ①発達障害等への理解と支援 ～ 課題に気付き、支援につなげる ～
 - ②「個別の教育支援計画」による支援の実際 ― さらに推進する特別支援教育―
 - ③「学習習得状況把握表」を活用した指導の手引書 ～小学部編～
- これらの資料の一部の記載について質問をさせていただきます。

- (1) ①の4ページ目、②の19ページ目の表「青年期・成人期の支援機関【相談】」の中に、「精神保健福祉センター(都内3ヶ所)」の記載がありませんが何故でしょうか。
- (2) (1)と同じ表の【各種制度の利用】の中に、「精神障害者保健福祉手帳」の記載がありませんが、困難を抱えるIQが高い発達障害児には「精神障害者保健福祉手帳」が発行されるのではないのでしょうか。
- (3) ②は「特別支援教育理解啓発資料 管理職必携」とありますが、管理職の先生方の活用状況を具体的に教えて下さい。
- (4) ③は特別支援学校対象の資料とされていますが、「学習習得状況把握表」は通常学校にも配布される可能性はありますか。
通常学級の中で、ひらがな等の学習で躓いているLD等の児童の指導を実現するきっかけにも役立つと思われるので、配布を希望します。
- (5) (1)と同じ表の【就労支援(相談)】の中の「東京都障害者職業センター」は多摩支所が立川にありますので(都内2か所)ではないのでしょうか。

以 上

【福祉・保健関係要望項目】

平成22年12月に国会において障害者自立支援法の改正として「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健施策を見直すまでの間において障害者の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」が成立し、発達障害者が支援対象として明記されました。

また、24年6月には「地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、関係法律の改正施行が予定されています。今後、東京都においても、発達障害者等今まで支援が届きにくかった人々を制度の谷間から救い出す施策が取られていくものと期待し、以下の項目にご回答をお願いします。

1. 早期発見・早期療育の推進

(1) LD等発達障害については早期療育の効果が顕著です。それには早期発見、早期支援ができるような体制の整備が必要です。東京都では、早期発見、早期支援への対策がどのように進められているかお聞かせ下さい。

(2) 従来通りの3歳児健診のみでは、発達障害を把握することが難しいといわれています。行動等に個人差が表れやすい4歳半～5歳児の健診を区市町村で進め、早期に発見できる様に地域差がない様働きかけて下さい。

(3) 乳幼児健診でLD等発達障害が疑われた場合、または要配慮児とされた場合の各市区町村における本人への発達支援と家族支援体制について、積極的な導入を区市町村に働きかけて下さい。

また保護者の気づきを促すような体制を整備し、発見された時にはスムーズに相談や支援につながる様担当の保健師等に対し十分に配慮された伝え方の研究と指導をお願いします。

(4) 早期からの教育相談との連携と進路選択肢の情報の周知

幼稚園等で手厚く対応されていても、幼児期には保護者が学校等の支援体制への知識を得る機会が少なく、進路に悩む場合が多いことから、教育相談との連携を深め、就学支援シート等の情報を利用して安心して就学できる様にして下さい。

2. 就学後の療育の充実

就学前の療育は、各市区町村で取り組みが少しずつ広がってきている様ですが、就学後の療育については場が少なく、期間も限られており、継続を望む声が多く聞かれます。

就学後も継続して療育を受ける事の出来る施設を各市区町村に広げて下さい。

3. ステージごとの発達状態見直しと相談支援

(1) 発達障害児は、成長に従い、困難の状態像が変化しやすいため、一度診断を受けたあとも、定期的な発達検査と併発疾患や、二次障害について見直しが受けられるような体制づくりをお願いします。

(2) 当事者の希望と、状態像に合わせた柔軟な相談支援を実施して下さい。

4. サポートファイルの作成・普及、利用の推進と周知。

発達の記録、個別プログラムの保存等は生涯を通じた途切れのないサポートに重要な役割を果たすと思われます。東京都として、サポートファイルの普及に各市区町村に対し、どのような働きかけをされているかお聞かせ下さい。

5. LD児・者への相談支援の充実

発達障害者関連の支援が充実される中で、LD等学習障害児・者への相談支援の薄さが目立ちます。見落とされて二次障害を起こさないよう、学習障害についての専門の相談員を配置し、相談支援を充実して下さい。

- (1) 東京都発達障害者支援センターが自閉症に特化した施設にあるため、LD等の相談が少なくなっていますが、相談に行かないままに適切な対応を逃している例が多いと推察されますので、相談しやすい場を設けて下さい。また、LDに対応できる専門の職員の配置をお願いします。
- (2) 区市町村にある発達障害窓口の職員の専門知識の不足が問題となっています。窓口職員の研修を実施し、専門知識のある職員を配置するよう区市町村に対して指導を強化して下さい。

6. 家族支援の充実

発達障害児・者の家族は多くの支援を必要としているため、次の項目のさらなる充実をお願いします。

- (1) ペアレントメンターによる家族の悩みに寄りそう支援の推進をお願いします。
- (2) 医療機関による家族のカウンセリングの健康保険適用を、国に働きかけて下さい。
- (3) 不登校、引きこもりとなった、発達障害児・者への社会参加を促すための専門家による家庭訪問(アウトリーチ)

7. 申請手続き、更新手続きの改善

- (1) LD等発達障害児・者やその保護者の中には、申請書や提出書類の文書等が理解しにくい人もいます。可能な限り平易な文書にして下さい。当事者や保護者が理解できるよう文書のありかたの研究をして下さい。
- (2) 自立支援医療、障害基礎年金、手帳制度、障害区分認定等の申請、更新の手続きは煩雑でわかりにくく時期もまちまちです。申請時期を統一し、申請用紙の色を変える等本人が手続きできるような誰にでもわかりやすい書式(ユニバーサルデザイン)と、書類作成の援助をお願いします。厚生労働省にもこの要望を伝えて下さい。

8. 精神障害者保健福祉手帳の更新期間について

精神障害者保健福祉手帳の更新期間は、2年更新の規定ですが、LD等発達障害者は幼児期より発症する生来の障害のため基本的な障害は変わりません。LD等発達障害者については更新期間を2年から愛の手帳と同等程度まで伸ばしていただくよう、見直しを国に働きかけて下さい。

9. ひきこもり対策について

ひきこもり人口は、部屋から出てこない人だけでなく、近所への外出、買い物等はするものの社会参加していない人も含めると100万人以上といわれており、この国の大きな損失といわれています。

発達障害を持つ人もこの中に多く含まれており、早急な対策、早期からのアプローチが望まれます。東京都としてのひきこもり対策をお聞かせ下さい。

10. 一生涯を通じた支援体制の確立(関係機関、区市町村との連携の強化)

安定した就労と生活が継続できるよう、地域でのサポート体制・生涯を通じた支援体制を確立し、親亡き後の自立した生活の確保ができるよう支援体制を整えて下さい。さらなる福祉保健局、教育庁、産業労働局の連携を具体的に進めていただくようお願いいたします。

- (1) 発達障害支援体制整備推進委員会における支援を強化し、周産期から、成人にいたるまでの医療機関、療育機関、教育機関、就労支援機関が連携する仕組みをさらに整備して下さい。
- (2) ライフステージに沿った支援が継続して受けられるよう、個別支援計画、就学支援シート、個別教育支援計画、個別移行支援計画、就労支援計画等の次のステージへのスムーズな伝達を図るとともに、有効に活用できるように関係機関を支援して下さい。

11. 施設職員や事業所に対する理解と啓発の充実

発達障害者の支援に従事する専門的人材の育成を行うための研修会の実施状況をお知らせ下さい。また、今後も引き続き実施して下さい。

- (1) 通所施設等の指導員に対しても、LD等発達障害についての研修会を開催して下さい。

12. チャレンジ雇用の実績について

産業労働局・福祉保健局および教育庁等において、知的障害者、精神障害者等のチャレンジ雇用の平成23年度の実績についてお聞かせ下さい。(福祉保健局関係部門についてお聞かせ下さい。)

以 上

【就労・雇用関係要望項目】

1. 職業教育の充実と求職活動への準備段階における支援

LD等発達障害児・者は、特別支援学校だけでなく通常教育を受けている人もいます。職業リハビリテーションに関する事業の情報を広く提供し、教育機関との連携を図り、求職活動への支援をさらに充実して下さい。

2. 相談体制の整備と多様かつ効果的な職業訓練、職場実習制度の充実

(1) 総合コーディネート事業の充実

(財)東京しごと財団障害者就業支援課で行われている各セミナーに於いて、発達障害のセミナーが行なわれた事に感謝しています。今後もこのような啓発事業の推進をお願いいたします。

また、就活セミナーや企業合同説明会の対象にLD等発達障害の診断書のある人も加えて下さい。

(2) 現在、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターや国立リハビリテーションセンターで発達障害者への訓練が行われていますが、東京都障害者職業能力開発校においてもLD等発達障害者の訓練コースを設置して下さい。

3. 施設職員や事業所に対する理解と啓発の充実

発達障害者の支援に従事する専門的人材の育成を行うための研修会の実施状況をお知らせ下さい。また、今後も引き続き実施して下さい。

(1) 事業所に対する理解と啓発

地域における就労支援ネットワークの整備に関して、法人会や商工会等にもLD等発達障害についての啓発(講演会・学習会など)を行って下さい。

4. 公的機関における雇用の促進とチャレンジ雇用

(1) 雇用の促進

東京都・各区市町村の公共機関・財団でのLD等発達障害者の職場実習を促進して下さい。

また、身体障害者と同様に発達障害も公募して下さい。雇用は、数値目標を立てて取り組んでいただくよう要望します。

(2) チャレンジ雇用の実績

産業労働局・福祉保健局および教育庁等において、知的障害者、精神障害者等のチャレンジ雇用の平成23年度の実績についてお聞かせ下さい。(産業労働局関係部門についてお聞かせ下さい。)

5. 職業教育の充実と求職活動への支援について

(1) 教育機関との連携

特別支援学校以外の中学校、高等学校に在籍するLD等発達障害児・者に対する職業教育の充実と求職活動への支援をして下さい。

(2) 企業向け普及啓発セミナーの実施

LD等発達障害者の企業向け普及啓発セミナーを引き続き実施して下さい。

(3) 東京ジョブコーチ支援事業の進捗状況

東京ジョブコーチ支援事業の現在の状況、および今後の計画についてお聞かせ下さい。

6. 国または国に準ずる機関・市区町村等への働きかけ

LD等発達障害者の雇用に関する事業に対し、国または国に準ずる機関等へ積極的に働きかけて下さい。

(1) 発達障害者に対する職業訓練の推進を図って下さい。

(2) 障害者試行雇用事業、職場適応援助者事業の拡充促進をお願いします。

(3) 公的支援の実施(助成金)

発達障害者雇用開発助成金について、平成23年度の実績をお聞かせ下さい。活用実績がより一層上がるよう広報・周知の強化実施を働きかけて下さい。

(4) 職場適応援助者(ジョブコーチ)事業の充実

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構・東京障害者職業センターに対して、職場適応援助者の増員と研修の充実を働きかけて下さい。

(5) 公共職業安定所等

公共職業安定所、障害者就労支援機関、若年就業支援機関等に対しLD等発達障害者支援の周知(LD等発達障害に対する対応方法の作成・配布、並びに研修の実施)をするよう働きかけて下さい。

(6) 障害者就業・生活支援センター

LD等発達障害者の職場定着支援を強化のため、職員の個々のレベルアップおよびセンターの支援レベルアップのために、さらに研修会等を充実させて下さい。

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に、LD等発達障害者の雇用の義務を加えて下さい。

(8) 関係局との連携

LD等発達障害者の安定した就労と生活が継続できるような支援体制を確立するために、産業労働局と福祉保健局、教育庁との連携をさらに進めて下さい。

■ 質問事項 ■

(1) 障害者雇用の実績について

東京都における平成23年度の企業規模別の雇用実績をお聞かせ下さい。

(2) 障害者就業・生活支援センターの拡充計画について

今後の増設に関する計画についてお聞かせ下さい。

以 上

「東京 LD 親の会連絡会」加盟3団体

全国 LD (学習障害)親の会会員

LD とそれに類似する児・者の親の会「にんじん村」代表 佐々木 美佐子

〒157-0061 東京都世田谷区北鳥山7-5-12

電話 03-3326-5450

同

LD 等発達障害児・者親の会「けやき」

代表 三輪 覚子

〒198-0014 東京都青梅市大門 1-787-8

電話 0428-23-7851

以 上